

議案第 27 号

松阪市営住宅条例の一部改正について

松阪市営住宅条例（平成 17 年松阪市条例第 213 号）の一部を次のように改正する。

令和 2 年 2 月 17 日 提出

松阪市長 竹 上 真 人

松阪市営住宅条例の一部を改正する条例

松阪市営住宅条例（平成 17 年松阪市条例第 213 号）の一部を次のように改正する。
第 40 条第 3 項中「年五分の割合」を「法定利率」に改める。

附 則

この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。